

9 物質を認可対象物質とする第 7 次勧告を公表



欧州化学物質庁 (ECHA) は 11 月 10 日、REACH 規則の認可対象候補物質 (SVHC) となっている 9 物質を認可対象物質とする第 7 次勧告を公表しました。

9 物質の REACH 規則附属書 XIV への記載は、ECHA の勧告を踏まえ、欧州委員会 (EC) によって最終決定されることとなります。現在は第 4 次勧告分までが記載されており、第 5 次、6 次勧告分についてはその中から 12 物質を規則附属書 XIV の認可対象物質リストに追加する改正案が 9 月に WTO に通知されています。

今回勧告された物質は、次の通りです。

1. フタル酸ジイソヘキシル (DIHP)
1,2-Benzenedicarboxylic acid, dihexyl ester, branched and linear (CAS 番号:68515-50-4)
2. フタル酸ジヘキシル
Dihexyl phthalate (CAS 番号:84-75-3)
3. りん酸トリス(ジメチルフェニル)
Trixylyl phosphate (CAS 番号:25155-23-1)
4. 過ホウ酸ナトリウムおよびその塩
Sodium perborate; perboric acid, sodium salt (CAS 番号:-)
5. ペルオキシホウ酸ナトリウム
Sodium peroxometaborate (CAS 番号:7632-04-4)
6. 四酸化硫酸五鉛
Pentalead tetraoxide sulphate (CAS 番号:12065-90-6)
7. 三酸化硫酸四鉛
Tetralead trioxide sulphate (CAS 番号:12202-17-4)
8. オレンジ鉛(四酸化三鉛)
Orange lead (lead tetroxide) (CAS 番号:1314-41-6)
9. 酸化鉛
Lead monoxide (lead oxide) (CAS 番号:1317-36-8)

なお、2015 年 11 月の意見募集の際に 11 物質を対象として勧告案が出されましたが残り 2 物質については見送られることになりました。

当社では認可対象物質リストに記載されているフタル酸エステル類などの可塑剤、HBCDD などの難燃剤についても分析の実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 28 年 11 月 10 日付 欧州化学物質庁ホームページ

分析技術箇所 五月女欣央

The Knights of Environmental Science **製品/材料中の金属などの分析において ISO/IEC17025 の試験所認定を追加取得!**
内藤環境管理株式会社 この度、当社での製品/材料中のアンチモン、リン、ベリリウム等の分析に対して、試験所の国際規格 (ISO/IEC17025) の認定範囲への追加が承認されました。これにより、RoHS 6 物質に加え、グリーン調達基準の管理物質でもある 3 物質のデータが国際的にも通用することになりました。

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
 TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
 URL: www.knights.co.jp

